

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第32号

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局部長会に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(構成及び関係職員の出席等)</p> <p>第2条 部長会は、京都市交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1及び別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が<u>7級</u>以上のもの（以下「部長級以上職員」という。）をもって構成する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(付議手続)</p> <p>第4条 京都市交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1及び別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が<u>7級</u>のものは、担当事務のうち前条に定める事項については、部長会に付議するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 部長会の庶務は、企画総務部<u>総務課</u>において行う。</p>	<p>(構成及び関係職員の出席等)</p> <p>第2条 部長会は、京都市交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1及び別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が<u>6級</u>以上のもの（以下「部長級以上職員」という。）をもって構成する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(付議手続)</p> <p>第4条 京都市交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1及び別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が<u>6級</u>のものは、担当事務のうち前条に定める事項については、部長会に付議するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 部長会の庶務は、企画総務部<u>企画総務課</u>において行う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)